

# 資料編

# 1 計画改定の体制

秋田市環境審議会は、秋田市環境基本条例第27条に基づき設置された、学識経験者や各界の代表者などから構成された本市における環境の保全および創造に関する基本的事項について調査・審議するための市長の諮問機関です。

本計画の改定に当たっては、審議会から計画の基本的な考え方や内容について専門的かつ総合的な意見をいただき、反映させました。

## ●秋田市環境審議会委員名簿

区分	氏名	職・所属機関	在任期間
委員	石黒 尚哉	一般社団法人秋田青年会議所 常任理事	令和3年11月1日～
委員	石場 加奈栄	一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支部 支部長	令和3年11月1日～
委員	岩田 豊人	秋田大学大学院医学系研究科 助教	令和3年11月1日～
委員	上野 智明	秋田市立金足西小学校 校長	令和4年5月27日～
副会長	菅原 勝康	秋田大学 名誉教授	令和3年11月1日～
会長	菅原 拓男	秋田大学 名誉教授	令和3年11月1日～
委員	杉山 秀樹	特定非営利活動法人秋田水生生物保全協会 理事長	令和3年11月1日～
委員	高橋 敦子	暮らしを考える女性の会 会長	令和3年11月1日～
委員	竹田 勝美	たんぽぽ中央法律事務所 弁護士	令和3年11月1日～
委員	津村 守	特定非営利活動法人あきた環境カウンセラ ー協議会 理事	令和3年11月1日～
委員	縄田 浩志	秋田大学大学院国際資源学研究科 教授	令和3年11月1日～
委員	福岡 真理子	一般社団法人あきた地球環境会議 理事・事務局長	令和3年11月1日～
委員	蒔田 明史	秋田県立大学生物資源科学部 教授	令和3年11月1日～
委員	湊 元志	一般社団法人秋田市医師会 会長	令和4年8月1日～
委員	村中 孝司	ノースアジア大学経済学部 准教授	令和3年11月1日～

(50音順)

## 2 計画改定の経過

平成27年	8月7日	第33回秋田市環境審議会開催 ・秋田市環境基本計画の見直しについて
	9月25日～10月21日	環境に関する意識調査（市民・事業者・環境関連活動団体）実施
平成28年	2月17日	第35回秋田市環境審議会開催 ・秋田市環境基本計画改定に向けた取組について
	8月29日	第37回秋田市環境審議会開催 ・秋田市環境基本計画の改定について（諮問）
	10月12、19、26日	秋田市の環境ワークショップ実施
	11月24日	第38回秋田市環境審議会開催 ・秋田市環境基計画本の改定について
平成29年	6月5日	第39回秋田市環境審議会開催 ・秋田市環境基本計画の改定について
	7月3日～7月28日	パブリックコメント実施
	8月22日	第40回秋田市環境審議会開催 ・秋田市環境基本計画の改定について
令和4年	7月5日	第41回秋田市環境審議会開催 ・秋田市環境基本計画の中間見直しについて
	10月12日	第42回秋田市環境審議会開催 ・秋田市環境基本計画の中間見直しについて
	12月16日～1月16日	パブリックコメントおよび市民100人会実施
令和5年	1月31日	第43回秋田市環境審議会開催 ・秋田市環境基本計画の中間見直しについて（諮問）

### 3 環境に関する意識調査

#### (1) 調査概要

平成29年度に行った本計画の見直しに当たり、市民・事業者・環境関連活動団体を対象として、環境に関する意識や取組状況などを把握するため、意識調査を実施しました。

#### ●環境に関するアンケートの実施概要

	市民	事業者	環境関連活動団体
調査対象	市内に居住する成人	市内で事業活動を行う事業者	市内で環境活動を行う団体・グループ
抽出法	住民基本台帳より無作為抽出	活動区分による抽出	秋田県認証NPO法人、秋田市環境活動推進協議会登録データより環境関連活動団体を抽出
調査方法	郵送	郵送	郵送
調査期間	平成27年9月25日～平成27年10月16日	平成27年9月25日～平成27年10月21日	平成27年9月25日～平成27年10月21日
配布数	1,000件	200件	69件
有効回答数	551件	130件	34件
回収率	55.1%	65.0%	49.3%

意識調査の詳細は秋田市役所公式サイトに掲載しています。

秋田市役所公式サイト「サイト内検索」で「秋田市環境基本計画」を検索

## 4 秋田市の環境ワークショップ

平成29年度に行った本計画の見直しに当たり、次世代を担う方々のアイデアや意向を反映させるため、「秋田市の環境ワークショップ」を開催しました。

市内の学生により地域の環境問題や市の課題、目指すべき将来像等を話し合った結果、「環境をより良くするためのアクションモデル」が提案されました。

### ●秋田市の環境ワークショップ「秋田市の環境について考えよう！」 開催概要

開催日・回数	第1回：平成28年10月12日(水) 第2回：平成28年10月19日(水) 第3回：平成28年10月26日(水)
参加者	全11名 秋田大学 3名（国際資源学部） 秋田県立大学 4名 （生物資源科学部、生物資源科学研究科（大学院）） ノースアジア大学 4名（経済学部）
プログラム	第1回：秋田市の環境について、良いところ、改善するところを話し合おう 第2回：目指すべき環境の目標（理想像）を考えよう 第3回：環境をより良くするためのアクションをまとめよう



▲参加者同士で話し合いました

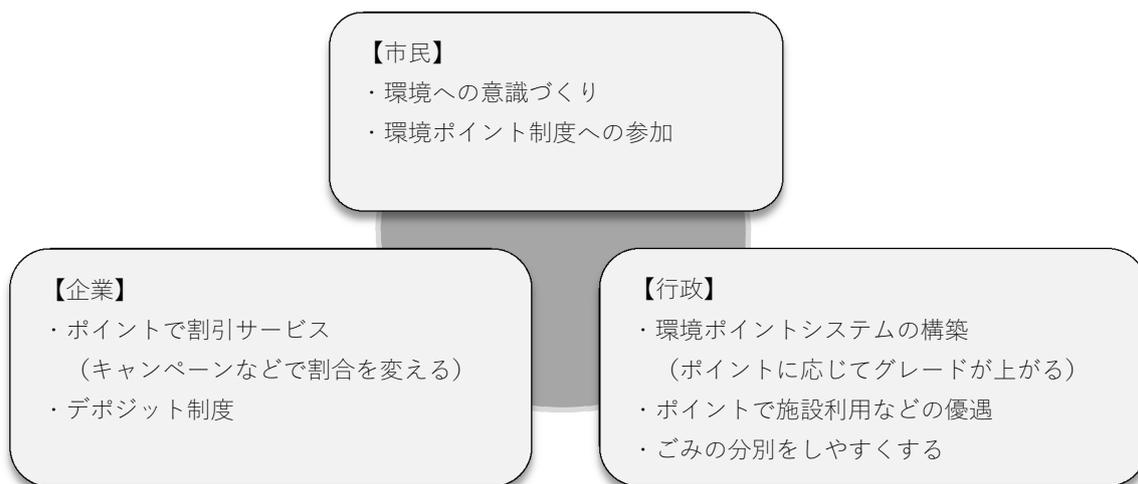
▼話し合った結果を発表し、みんなで成果を共有しました



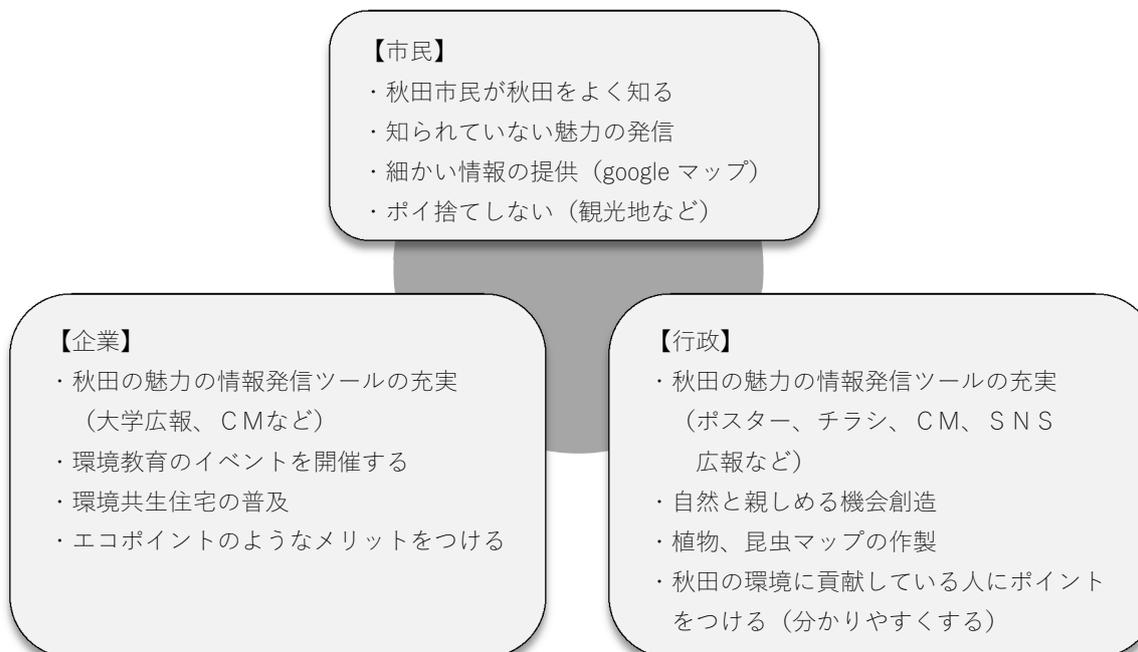
提案されたアクションモデルは、本計画の分野横断的取組（36ページ参照）を策定する際の参考としています。

●環境をより良くするためのアクション（モデル）

### アクションモデル1：市民参加型制度の構築



### アクションモデル2：人と自然との共生



### アクションモデル3：マイカー抑制

#### 【市民】

- ・徒歩や自転車、公共交通での移動
- ・意識改善・向上（排気ガスによる環境負荷を定量的に知る等）

#### 【企業】

- ・公共交通による通勤者に対するインセンティブ（交通費増額等）
- ・公共交通における運行本数や路線の増設、他社との連携による乗り継ぎの高効率化

#### 【行政】

- ・秋田市独自の自動車税（世帯台数による課税・エコカー減税）
- ・デマンド交通の整備
- ・交通事業者への補助

### アクションモデル4：自分の子どもにも受けてほしいと思える環境学習

#### 【市民】

- ・環境学習に積極的に参加し、秋田市を知り、郷土愛を育む
- ・環境学習を受けた経験を、友人や家族等、縦横への波及

#### 【企業】

- ・自然を活かしたイベントの実施（キャニオニング、地元材を使ったカヌー作り等）
- ・社内外での学習機会の創出（ワークショップ・講演会等）

#### 【行政】

- ・学習プログラムの提案、推奨、義務化、PR等
- ・企業や教育機関への補助
- ・市街地の緑化

### アクションモデル5：豊かな自然を活用する

#### 【市民】

- ・ボランティア活動参加（クリーンアップ、植樹等）
- （観光客）
- ・観光客にも自然資源の維持・保全に参画してもらう

#### 【企業】

- ・ツアー商品に盛り込む等観光資源としてのPR
- ・自然資源エリアへの施設・サービスの展開（景観阻害への配慮が前提）
- ・お土産等製品製造による地元材の利用促進

#### 【行政】

- ・自然資源エリアのインフラ整備（登山道、歩道、トイレ等）
- ・中心市街地からのアクセス利便向上
- ・地元材利用促進に対する補助

## 5 秋田市環境基本条例

平成11年3月19日

秋田市条例第15号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第6条）

#### 第2章 基本施策等

##### 第1節 施策の基本方針（第7条）

##### 第2節 環境基本計画等（第8条—第10条）

##### 第3節 基本施策（第11条—第25条）

##### 第4節 地球環境保全（第26条）

#### 第3章 秋田市環境審議会（第27条—第31条）

#### 附則

良好な環境は人類存続の基盤であり、人の活動は環境と調和するように行われなければならない。

秋田市は、これまで先人から受け継いだ恵まれた環境の下に伝統と文化を育み、成長し、発展してきた。しかし、利便性と経済性を優先する生活様式や社会経済活動は、ときには環境への負荷を増大させ、地域の環境問題にとどまらず、地球環境にまでも影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは良好な環境の下に健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵まれた環境を損なうことなく、より良いものとして将来の世代に引き継ぐ義務を有する。

よって、私たちは、すべての市民の参加と協調の下、資源の循環と人と自然との共生を基本とし、良好な環境の保全と積極的な創造を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる「人にも地球にもやさしいあきた」をめざし、ここに、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全および創造について、基本理念を定め、ならびに市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全および創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全および創造は、市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に引き継いでいくことができるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全および創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然とが健全に共生していくことを旨として、行われなければならない。

3 環境の保全および創造は、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適正な管理および循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動および日常生活において、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全および創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、および再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全および創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

## 資料編

### (市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源およびエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全および創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

## 第2章 基本施策等

### 第1節 施策の基本方針

第7条 市は、環境施策の策定および実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 市民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の特性を生かした美しい景観の形成および歴史的又は文化的環境の形成を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用およびエネルギーの有効利用の推進ならびに必要な技術等の活用を図ること。
- (5) 市、事業者および市民が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

### 第2節 環境基本計画等

#### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全および創造に関する基本的な計画として秋田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全および創造に関する目標および施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者および市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、秋田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### (環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、施策を策定し、および実施するに当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮するものとする。

#### (年次報告)

第10条 市長は、市民に本市の環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

## 第3節 基本施策

## (規制的措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

## (誘導的措置)

第12条 市は、事業者および市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全および創造に資する適切な措置をとるように誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## (環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業ならびに森林の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## (健康で快適な都市空間の形成)

第14条 市は、地域の特性を生かしつつより質の高い環境を創造し、健康で快適な都市空間を形成するため、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境および良好な景観の確保ならびに歴史的および文化的環境の形成に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## (廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の推進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者および市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効的かつ効率的な利用等の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

## (環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## (環境影響評価の推進)

第17条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、その事業の実施前にその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全および創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## (事業者の環境管理の促進)

## 資料編

第18条 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために事業者が自主的に行う環境の保全に関する方針の策定および目標の設定ならびにその方針および目標を達成するための計画の作成、実施および実施状況の点検等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者および市民の参加および協力の促進)

第19条 市は、環境施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業者および市民の環境施策への参加および協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育および環境学習の推進等)

第20条 市は、事業者および市民の環境の保全および創造についての関心と理解が深められ、これらの者による環境の保全および創造に関する自発的な活動が促進されるように、環境の保全および創造に関する教育ならびに学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第21条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全および創造に関する活動の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の保全および創造に資するため、環境の状況その他の環境の保全および創造に関する必要な情報を、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施および監視等の体制の整備)

第23条 市は、環境施策を適切に策定するため、必要な調査研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、および環境施策を適正に実施するために必要な監視等の体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第24条 市は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(国および他の地方公共団体等との協力)

第25条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策について、国および他の地方公共団体等と協力して推進するように努めるものとする。

### 第4節 地球環境保全

第26条 市は、地球環境保全に資するため、環境施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間の団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

## 第3章 秋田市環境審議会

(設置および所掌事務)

第27条 環境の保全および創造に関する基本的事項を調査審議するため、秋田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 環境基本計画に関し、第8条第3項に規定する事項を処理すること。
  - (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全および創造に関する基本的事項および重要事項を調査審議すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 3 審議会は、環境の保全および創造に関する基本的事項および重要事項について、市長に意見を述べることができる。  
(組織および委員の任期)

第28条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、環境の保全および創造に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。  
(会長および副会長)

第29条 審議会に会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(専門委員)

第30条 環境の保全および創造に関する専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。  
(委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

## 6 環境都市あきた宣言

### 環境都市あきた宣言

—秋田から より良い環境を 地球へ 未来へ—

わたしたちのまち秋田市は、桜舞う千秋公園をはじめ、夕日にはえる日本海、くれないに染まる太平山、白鳥のおとずれる雄物川と、四季おりおりの美しさがきわだつまちです。

わたしたちは、恵まれた自然の中で産業をはぐくみ、地域に根ざした伝統文化を大切に守りながら郷土を愛してこらしてきました。

しかし、今、わたしたちを取り巻く環境は確実に変わってきています。便利で豊かなくらしはその一方で、地域にとどまらず、地球全体の環境にも影響をおよぼし、ひとを含む多くの生き物の生存をもおびやかしかねない様々な問題を引き起こしています。

わたしたちは、これらの問題を解決していく強い意志をもち、先人から受け継がれた環境をより良いものとして次の世代に伝え、「人にも地球にもやさしいあきた」をつくることをここに宣言します。

- 1 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります。
- 1 多様な自然をとうとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます。
- 1 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします。
- 1 世代や地域を越えてともに語らい、環(わ)となって取り組みます。
- 1 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します。

平成16年7月19日

秋 田 市

## 7 用語解説

### 【B】

#### **BEMS (Building Energy Management Systemの略称。ベムス)**

ビルのエネルギー管理システム。ビル内で使用する電力等を計測し、空調・照明設備等の接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システム。

### 【C】

#### **COD (Chemical Oxygen Demandの略称。シー・オー・ディー)**

化学的酸素要求量。一般に海や湖沼、廃水などの有機物汚染の程度を示す。水中の有機物を化学薬品（過マンガン酸カリウム）で酸化分解するとき、薬品中の酸素が使われる。消費された薬品の量（＝酸素の量）により有機物の量を推定する。

### 【H】

#### **HEMS (Home Energy Management Systemの略称。へムス)**

家庭のエネルギー管理システム。家庭の電力制御や家電製品等の効率的な運転管理によって、エネルギー消費量の削減を図るシステム。

### 【L】

#### **LED (Light Emitting Diodeの略称。エル・イー・ディー)**

「発光ダイオード」と呼ばれる半導体のこと。従来の電球や蛍光灯に比べ「長寿命」「小型・軽量」「優れた点滅性能」「可視光以外の放射がほとんどない」「ガラス管を使用しないため、衝撃に強い」「環境に有害な物質を含まない」などの特徴があり、省エネ用照明光源として期待されている。

### 【N】

#### **NPO (Nonprofit Organizationの略称。エヌ・ピー・オー)**

民間非営利組織と訳される。一般的には、非営利で不特定多数の利益の増進を目的として、社会のためになる活動（社会貢献活動）を行う民間の組織である。特に環境問題を対象とするものを環境NPOと呼ぶ。

## 【P】

### PCB廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、トランスやコンデンサ等の電気機器の絶縁油として広く使用された。有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用が禁止され、絶縁油にPCBを使用したトランスやコンデンサ等で廃棄物になったものは、PCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければならない。

### PDCAサイクル

→用語解説「環境マネジメントシステム」参照のこと。

## 【S】

### SNS（Social Networking Serviceの略称。エス・エヌ・エス）

ソーシャルネットワーキングサービス。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

### SS（Suspended Solidの略称。浮遊物質又は懸濁物質。エス・エス）

水中に懸濁している固形物（粒径1 $\mu$ m～2mmのもので土の粒子、有機物、プランクトンなどが含まれる）の量を示す。SSは濁りの原因となる。

## 【ア】

### アイドリングストップ

駐停車中など自動車が走っていない時にエンジンをかけっ放しにすること（アイドリング）をやめること。アイドリングストップにより、車の燃料の節約や排気ガスを減らすことができる。

### 秋田市総合交通戦略

本市の都市交通に関して、多核集約型コンパクトシティの形成に向けた公共交通網や、市民の足として持続可能な公共交通のあり方も含め、誰もが自由に最適な移動手段を選択できる交通体系の実現を目指し、ハード・ソフト両面から交通関係施策を戦略的に進めていくための計画。

なお、公共交通に関する部分については、「秋田市公共交通政策ビジョン（地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画）」として策定しており、まちの変化に柔軟に対応し、誰もが自由に移動できる、将来にわたり持続可能な公共交通サービスの実現を基本的な方針として掲げている。

## アスベスト

石綿ともいう。天然に存在する繊維状の鉱物で、建材などで使われたが、吸い込むと肺がんや中皮種などの健康被害を引き起こすおそれがある。

## 【ウ】

### ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを表現した、秋冬のビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂るなどが工夫例で、暖房時のエネルギー消費の低減により、温室効果ガスの削減に努めるためのものである。

家庭における取組も含む広義で使われることもある。

## 【エ】

### エコドライブ

環境への負荷の低減に配慮した自動車の使用のこと。例えば、緩やかな発進、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、駐停車時のエンジンのかけっ放しをやめるなどのこと。

## 【オ】

### 温室効果ガス

地球の表面から放射される赤外線を吸収し、熱が地球外へと出ていくのを防ぐ性質のある大気中の気体。温室効果ガスがないと-18℃になってしまう地球の平均気温は、この働きにより、約15℃に保たれている。人類の活動により、大気中の温室効果ガスの増加に伴って平均気温が上昇する地球温暖化が危惧されている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

## 【カ】

### 化石燃料

石炭、石油、天然ガス等の地中に埋蔵されている燃料の総称をいう。数百万年以上前の植物やプランクトンなどが地中に埋もれ、高熱、高圧等の影響を受けてできたといわれている。石油については、現在の消費ペースでいけば数十年で枯渇すると予測されている。

## 環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知見や経験に基づき市民や事業者等の環境保全活動に対する助言等（環境カウンセリング）を行うことのできる人材。

## 環境監視情報システム

自動測定機で測定したデータを、電話回線などを使用して中央監視室に送信し、得られたデータを集中管理するシステム。

## 環境基準

環境基本法およびダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）により定められた「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染などについて定められている。環境基準は環境施策を進める際の目標であり、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。

## 環境基本法

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること」を目的としている。

## 環境への負荷

環境基本法第2条第1項では「人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定められている。

## 環境報告書

事業者が経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、法規制遵守、環境保全技術開発等）、環境負荷の低減に向けた取組の状況（二酸化炭素排出量の削減、廃棄物の排出抑制等）等について取りまとめ、定期的に公表するもの。

## 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続等の仕組みのことをいう。環境マネジメントシステムでは、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Act）という取組を繰り返すPDCAサイクルにより、継続的に改善していくことが特徴である。

なお、環境マネジメントシステムの国際規格としては、ISO14001がある。

## 緩和策と適応策

地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出を抑制し、気温上昇を食い止める「緩和」と、既に起こりつつある、あるいは今後起こり得る地球温暖化による影響への備えとして、自然や人間社会のあり方を調整する「適応」に大別される。適応策の例としては、治水対策や熱中症予防、感染症対策、農作物の高温障害対策や栽培種の変更、生態系の保全などがある。

## 【キ】

### 気候変動

温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化が進み、地球全体の気候が変わること。人為的な温室効果ガスの排出が重大な要因とされている。

### 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

気候変動に関する学術的報告の集約と評価を行う国連の組織。国際連合環境計画（UNEP）と国際連合の専門機関である世界気象機関（WMO）によって昭和63（1988）年に設立された。数年おきに、気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、評価報告書にまとめて公表している。

### 揮発性有機化合物（VOC）

トルエン等の揮発性（蒸発し、気体となって分散しやすい性質）を有する有機化合物の総称で、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）などに含まれる。

### 共生

生物学的には、複数種の生物が相互関係を持ちながら同所的に生活する現象をいう。例えば、「人と自然との共生」という表現で使われており、自然と人との間に豊かな交流を保つことによって、健全な生態系を維持・回復することを意味する。

## 協働

同じ目的のために、協力して働くこと。特に、共通の社会的目的を持つ者同士が、対等の立場で、お互いの能力を活用して目的達成のために協力して働くことをいう。

## 【ク】

### クリーンディーゼル車

粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の排出量が少ないディーゼル車。

### グリーン購入

国等の環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）いわゆるグリーン購入法に基づき、製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

### クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏のビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。冷房時のエネルギー消費の低減により、温室効果ガスの削減に努めるもの。

家庭における取組を含む広義で使われることもある。

## 【コ】

### 公益的機能

人間の生活に恩恵をもたらす様々な働きのこと。例えば、森林では、木材等林産物の生産、土砂災害を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源涵養機能、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収、固定などの機能を公益的機能と呼ぶ。

### 公害防止協定

地方公共団体等と個別企業が、公害防止の観点から、法律や条例による規制等を補完するものとして締結した協定。

### 光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線の作用によって光化学変化を起こし、生成したオゾンを中心とする強酸化物質の総称。光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

## 【サ】

### 再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料は有限でいずれ枯渇するのに対して、再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない。太陽光や風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなどがある。

### 里山

人里近くにある、人の生活に結びついた山や森林。人の手が入ることで生態系の釣り合いが取れている雑木林や田んぼといった、身近な日本の原風景ともいえる地域で、山林に隣接する農地や集落を含めていうこともある。

## 【シ】

### 次世代自動車

窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質や、温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車などがある。従来から、低公害車やエコカーなどの名称で知られている。

### 自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

### 循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。

### 硝酸性窒素 (NO<sub>3</sub>)

水が有機性窒素で汚染された場合、好氣的条件であれば、最終的には硝酸となって安定する。したがって、アンモニア、亜硝酸および硝酸の量を測定すれば、有機性窒素の自然浄化の進行状況を知ることができる。硝酸性窒素が水中に多量に含まれる場合、生活排水やし尿の汚染、田畑の窒素肥料の影響などが考えられる。

## 浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する合併処理浄化槽のこと。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽は、排水を未処理で放流するなど汚濁負荷が大きいことから、浄化槽法（昭和58年法律43号）の改正により、平成13年から新設が禁止されている。

## 食品ロス

食品廃棄物のうち、まだ食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品のこと。

### 【ス】

## 水源涵養機能

森林が保有している、降水が一気に河川に流出し急激に増水することを抑制したり、降水を多く貯えてゆっくり時間をかけて流し出したりする機能をいう。杉や松などの針葉樹林よりも、ナラやクヌギなどの広葉樹林のほうが高いといわれている。

## 3R（スリー・アール）

リデュース（Reduce）：廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもので、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、廃棄物等の処理の優先順位を、原則、①リデュース、②リユース、③リサイクルとしている。リサイクルという言葉は、リユース（再使用）を含む広義で使われることもある。

### 【セ】

## 生産年齢人口

経済学用語の一つで、国内で行われている生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口のことをいう。15～64歳人口。

## 生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それを取り巻く無機的環境要因（光、温度、水、土壌など）を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたもの。

## 生物多様性

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）では、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」をいう。生物多様性は、生態系のバランスを維持するうえで重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしている。

平成5年12月に発効した生物多様性条約では、生物多様性には、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

## 生物多様性地域戦略

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画。

## 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

緊急指定種の捕獲や流通の禁止、種の生息・生育地内の開発や樹木の伐採の制限、生物の保護増殖を内容とする。

## 【タ】

## ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

## 大規模小売店舗立地法

大規模小売店舗（建物内の店舗面積1,000㎡を超えるもの）を新設するとき、又は開店後に施設の配置や運営方法を変更するとき、それによって起こる交通や騒音等の影響を緩和し、周辺的生活環境との調和を図ることを目的に、地域住民や市の意見を聴きながら大規模小売店舗の設置者（建物の所有者）に一定の配慮を求めていく手続を規定している。

### **（自然の）多面的機能**

例えば、森林や農地は、木材や農産物を生産・供給する機能に加え、洪水や渇水の緩和、土砂災害の防止、野生生物の生息・生育空間の提供、景観の形成、気候の緩和、二酸化炭素の吸収・固定、文化の伝承、教育の場など、様々な公益的な機能を有している。このような自然の多面的機能に目を向けることは、地域環境や地球環境の保全、豊かな生活の確保に取り組むに当たり重要である。

### **多量排出事業者**

事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者のこと。廃棄物処理法第6条の2第5項の規定に基づき、要綱を設定し、大規模小売店舗等の多量排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成や管理責任者の選任等を求めている。

### **【チ】**

### **地球温暖化**

人間活動の拡大により、二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球の気温が上昇することをいう。令和3年8月に発行されたIPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書によると、地球全体の平均気温は、21世紀末までに最小で1.0℃、最大で5.7℃上昇することが予測され、海面水位が上昇したり、生態系や農業にも大きな影響を及ぼしたりすることが懸念されている。

### **地産地消**

地元生産、地元消費の略語。地域で生産された農産物を、その生産された地域内で消費しようとする取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて農業の6次産業化につながるもの。

### **地中熱**

地表から深さ200m程度までの浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。地下深くのマグマの熱に由来する地熱とは異なる。昼夜間又は季節間の温度変化が小さいという熱的特性（地下10m以深では年平均にほぼ等しくなっている）を活用して、冷暖房や給湯、寒冷地での融雪などに利用される。

### **中核市**

中核市は、都市の規模に応じて市に都道府県の事務権限の一部を移譲する制度での区分の一つ。都道府県が行っている事務のうち、市民生活に密接な関連のある事務を、都道府県から中核市に移譲される。中核市の指定要件は、人口20万以上。中核市に移行することで、一貫した体制のもとで総合的にきめ細かなサービスを提供することが可能になる、市民ニーズを今まで以上に反映することが可能になるなどのメリットがある。

**【テ】****てまえどり**

買い物のとき、買ってすぐ食べるものであれば、商品棚の手前にある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶこと。

**【ト】****特定外来生物**

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項に定められた「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物とその性質が異なることにより生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの」。

特定外来生物として、哺乳類や鳥類、魚類、は虫類、両生類、昆虫類、植物など156種が指定されている（令和4年9月現在）。

**トリクロロエチレン**

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性、不燃性の液体で毒性があり水に溶けにくい。ドライクリーニングのシミ抜きや、金属、機械部品などの脱脂・洗浄剤として優れている反面、地下水汚染の原因となっている。同様の物質としてテトラクロロエチレンがある。

**【ネ】****燃料電池自動車（FCV）**

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車。ガソリン車がガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

**【ノ】****農業集落排水施設**

公共下水道の設置が困難な農業集落等のやや散在した形態をなす地域において、主に集落を単位として設置される生活排水処理施設のこと。

## ノーマイカーデー

一定の月日・曜日等を「ノーマイカーデー」と定め、自家用車の利用自粛と公共交通機関の利用を呼びかけることによって、渋滞緩和、大気汚染抑制、温室効果ガスの排出削減といった都市環境の改善を図る取組のこと。

秋田市では、毎月第4金曜日を「秋田市ノーマイカーデー（エコ交通の日）」とし、事業者や市民に参加を呼びかけている。

## 【ハ】

### バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で石油などの化石資源を除いたもの。家畜排せつ物や食品廃棄物、稲わら・麦わら、林地残材（間伐材・被害木）、サトウキビやトウモロコシ、ナタネといった資源作物などがある。

バイオマスを燃焼することなどにより放出される二酸化炭素は、生物の生長過程で光合成により大気中から吸収されたものであり、化石資源由来のエネルギーや製品をバイオマスで代替することにより、地球温暖化の要因の一つである二酸化炭素の排出量削減に大きく貢献すると期待されている。

### ハイブリッド自動車（HV）

複数の動力源を用いて走行する自動車。動力源を巧みに使い分けることで、排出ガスや燃料消費を抑制することが可能である。代表的なハイブリッドシステムに、エンジンと電気モーターを組合せたものがある。

### パートナーシップ

協力関係、共同、提携などと訳される。環境関係では、複数の民間団体が主体となって、事業者や行政と密接な連携を図りながら、相互の役割分担のもと、協働して環境を改善・創造していくことをいう。

### パリ協定

平成27（2015）年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された京都議定書に代わる新たな法的枠組み。主な内容としては、世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及、主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、全ての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定および各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれている。

## 【ヒ】

### ビオトープ

ビオトープとは、植物、昆虫類、両生類、は虫類、鳥類、哺乳類などの野生生物が生息・生育する空間を類型化した概念のことで、池沼、湿地、雑木林などがある。

野生生物は、一般に、種によって生息・生育に必要なビオトープのタイプや規模が異なる。様々な種類の生物が生息・生育できるようにするためには、それぞれの地域で多種多様なビオトープが存在し、それらがネットワーク化されていることが必要である。

### 光害（ひかりがい）

都市化や交通網の発達などによる屋外照明の増加、照明の過大使用により、星が見えにくくなったり、動植物や人体への影響が発生したりすること。

### 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 $\mu$ m（マイクロメートル： $\mu$ m = 100万分の1m）の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

## 【フ】

### フードバンク

賞味期限内でまだ食べられるのに印字ミスや箱の破損などで販売できない食品を企業から寄贈していただいたり、また生産者や市民から提供していただいた食料を生活困窮者や児童・障がい者施設などに無償で提供する活動や、それを行う団体のこと。

### フードマイレージ

食料の輸送量に輸送距離を乗じた指標。1990年代から英国で行われている「フードマイルズ（Food Miles）運動」を基にした概念であり、「生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少ないであろう」という仮説を前提として考え出されたもの。

### 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち、粒径が10 $\mu$ m以下のもの。ディーゼル車の排出ガス、工場のばい煙、道路粉じん等が主な原因とされ、肺や気管などに沈着して、呼吸器に悪影響を及ぼす。

## プラグインハイブリッド自動車（PHV）

家庭用電源からも充電することができるハイブリッドカーのこと。通常のハイブリッドカーよりも大容量のバッテリーを搭載し、電気モーターだけで走れる距離を大幅に増やしたもので、日常的に短距離を走行する場合はEV（電気自動車）として走行でき、バッテリーが切れても普通のハイブリッドカーとして走行できる。

## フロン類、フロンガス

炭化水素の水素原子が、いくつか塩素原子とフッ素原子で置き換わった化合物の総称。熱に強く、冷媒や溶剤として優れた性能を持つため、クーラーや各種スプレー、半導体製品の洗浄剤として広く利用されてきた。しかし、成層圏に達してオゾン層を破壊することから、地表に到達する紫外線を増加させ、人間や生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。特にオゾン層を破壊する作用の強い5種類の特定フロンは、オゾン層保護条約議定書で指定され、平成7年までに全廃されている。

## 【へ】

### 平年値

気象庁における観測値の平均値で、過去30年間のデータを平均して求めた値。10年ごとに計算し、令和3年（2021年）から令和12年（2030年）までは平成3年（1991年）から令和2年（2020年）までの平年値が用いられる。

## ベンゼン

水に溶けにくいのが、有機溶剤とは混合しよく溶ける。常温常圧のもとでは無色透明の液体で独特の臭いがあり、揮発性、引火性が高い。かつては工業用の有機溶剤として用いられたが、現在は他の溶剤に替わられている。自動車用のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。

## 【ホ】

### ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理体制を構築し、確実かつ適正な処理を推進するために定められた。PCB廃棄物保管事業者やPCB製造者、国および地方公共団体の責務のほか、処分の期限や、保管状況等の公表などを規定している。

**【ミ】****水循環**

水は、大地への降水が土壌に保水され、河川や地下水などと形を変えながら流下し、湖沼や海域に注ぐ過程で大気中に蒸発して再び降水となる。このように水は地球上を絶えず循環している。

**【モ】****木質バイオマス**

森林・樹木に由来する木質生物資源のこと。主に樹木の間伐や主伐により伐採された木材や林地残材、製材工場などで発生する樹皮やおが粉などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがある。

→用語解説「バイオマス」参照のこと。

**木質ペレット**

林地残材や製材工場などで発生するおが粉やかんな屑などの副産物を圧縮成型した小粒の木質固形燃料のこと。

**モニタリング**

大気・水質・騒音・地盤沈下などの状況や、緑被・植生・生物などの状況を継続的に監視すること。

**モーダルシフト**

トラックによる幹線貨物輸送を、大量輸送が可能な海運又は鉄道に転換すること。二酸化炭素排出量の抑制やエネルギー消費効率の向上など環境の保全に有力な手段であるほか、道路混雑問題の解消と交通事故の防止効果もある。

**【ユ】****有害化学物質**

流通している化学物質の中には、人間の健康や生態系に悪影響を及ぼすものがあり、総称して有害化学物質という。化学物質の種類は非常に多く、増加し続けているが、その種類、使用量そして環境への影響等が十分に把握されていないものも多い。

## 有機塩素化合物

炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。ほとんどの有機塩素化合物は人工的に合成される。付加された塩素が多いほど不燃性、脂溶性があり、溶媒、農薬として使用された。しかし、その化合物により差はあるが、その難分解性、蓄積性、毒性のために、各種法律により製造や排出が規制されている。ポリ塩化ビフェニル（PCB）やトリクロロエチレンなどもこれにあたる。

## 【ラ】

### ライフスタイル

生活の様式、その人間の人生観や価値観を反映した生き方のこと。

## 【リ】

### リサイクルプラザ

資源ごみを選別・破碎・圧縮・保管する機能を持つ施設で、特に日処理量が5 t以上で展示室や研修室等、住民を啓発する機能を持ち合わせる施設のこと。

### リサイクル率

リサイクルされる割合を示すもので、資源化された総量を全排出量（集団回収も含む。）で除した値。

### リターナブルびん

ビールやお酒、ソフトドリンクなどの容器で、飲み終わった後に回収・再使用されるビンのこと。

## 【レ】

### レアメタル

「地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属」のうち、工業需要が現に存在する（今後見込まれる）ため、安定供給の確保が政策的に重要であるもの。現在、31種類の非鉄金属がレアメタルとされている。

## 【ワ】

### ワークスタイル

どのように仕事をするかという方法・流儀。